

林業事業体等から事前に寄せられたご意見・ご質問に対する回答

1. 当局管内で発注する造林・生産事業の発注等に関する意見・要望等（立木販売公売を含む）

(1) ・引き続き安定的な造林事業・素材生産事業の発注を期待しております。

・再造林面積を増やすことで苗の安定かつ大量消費に繋げて頂きたい。（結果として苗の価格が下がれば、民有地所有者は皆伐再造林しやすくなる）

・国有林における伐採（主伐・間伐）及び再造林（植付）については、国有林野施業実施計画に基づいて計画・実行しているところです。中期的な事業計画を見通しつつ、安定的な事業発注に取り組んでまいります。

また、再造林に必要となる苗木については、各府県で開催される需要調整会議等において需要計画をお示しするとともに、事業を確実に実行し需要計画に沿った使用に努めていくことで、苗木の生産体制や価格の設定に寄与できるものと考えています。

(2) ・下刈事業の事業期間の延長。

・下刈期間について、夏期が望ましい箇所以外は極力、秋・冬期までの期限として欲しい。

・夏期の熱中症対策や労務負担の軽減等の観点から、一部の署等において、下刈時期の弾力化（冬下刈）に取り組んでいます。請負事業者からも評価する意見がある一方で、夏期の下刈も必要との意見もあることから、事業地の状況を見極めた適切かつ効果的な取組を進めてまいります。

〈参考〉令和6年度実績：下刈全面積 268ha、うち冬下刈 127ha（47%）

(3) 工期期限日は、国有林の所在する地域に応じて極力分散して欲しい。

・事業期間については、事業内容及び地域事情を考慮した適切な期間の設定を図っているところです。引き続き事業期間の確保に有効な早期発注を行いながら、適切かつ最大限の事業期間の確保、設定に取り組んでまいります。

(4) ・素材生産業の件数と量を増やしてほしい。

・生産事業を増やしてほしいです。

・引き続き安定的な造林事業・素材生産事業の発注を期待しております。

・素材生産事業の発注にあたっては、森林計画に基づき森林整備が必要な事業箇所を選定し、近接する国有林での同種事業を組み合わせる等、効率的な発注に努めているところです。加えて、これまでの地域の受注実績等を勘案し、事業箇所（エリア）や事業規模を検討し、安定的な発注に努めて参りますので、御理解願います。

(5) ・一貫作業でも人力地拵作業の実施。

・伐採から植付までの一貫契約については、1年以内に作業が完了することがほとんどであるため、植付箇所の植生が著しく繁茂することはないと考えております。しかしながら一部現地においては、過去に伐捨てされた間伐木が存置される等の状況も確認されていることから、現地状況に応じて、必要最小限の林地整理を実施しております。引き続き、現地実態に応じた発注となるよう努めて参ります。

(6) ・生産事業の出材量が多いので早期発注をして、工期を長めに確保していただきたい。

・事業の発注に当たっては、早期発注を基本とした入札公告を行うとともに、事業量や作業種、作業環境等を考慮して、十分な事業期間を確保できるよう努めて参ります。

(7) 兵庫森林管理署管内の生産事業入札公告を新年度になる前の早期に出していただきたいできれば2月中がよい。

・兵庫森林管理署におきましては、現場説明会を要望される事業者の方々が多く、積雪や道路の通行状況により現場説明会の開催時期等を検討し、発注時期を決定しているところです。引き続き、気象条件等も考慮しながら、早期の発注となるよう努めて参ります。

(8) 請負事業（生産）の発注では、木材搬出道補修（不陸整正、敷鉄板（設置・撤去）、敷砂利工、大型土のう（設置・撤去））が安全確保のための設計がされていますが、大部分の請負事業地では当初設計分だけでは不足し、承認を得てから追加工事を行い、変更協議により追加分の工事費用は増額されます。しかしながら増額された金額では元（資器材費、人件費）が取れない、赤字になった事案もあります。

これは請負者側の都合ですが、追加工事については実費精算することは困難（無理）なこととは思いますが、検討の余地がありましたら、是非ご検討いただければと思います。

・素材生産事業に付帯する木材搬出路補修等の作業については、発注時点で必要となる作業分を見込んで設計しており、現地状況変化等により追加作業が必要となる場合は、随時変更協議のうえ対応しているところです。事業発注にあたっては、搬出路補修やその他の必要となる作業・資材等について、現地状況を踏まえて適切に見込むとともに、状況に応じた適切な対応を行って参ります。

(9) 請負事業（活用型間伐）の発注で、生産数量（材積）に対して生産区域（面積）が広大な事業地が計画されますが、例えば尾根筋の生産不適な箇所は計画段階で契約地（区域）外にすることは出来ないか。

・保育間伐（活用型）は森林整備を目的として発注しており、区域の一部に伐捨間伐がある場合がありますので御理解願います。

(10) 請負事業（生産）の生産数量確定について、システム販売（未利用材）先では月々の数量確定が早いですが、委託材（用材）の数量（材積）確定が、木材市場の都合（と思われる。）で先送りにされることがある。数量確定が遅れば金額確定も遅れ、資金繰りにも影響が出てきます。何かと都合はあると思われませんが、少しでも早い数量確定についてご協力いただきたい。

・委託市場によって数量確定に要する時間が異なりますので、委託市場と疎通しながら計画的な数量確定に努めて参ります。なお、国有林野事業製品生産事業請負契約約款 第 38 条により、部分払を所定の手続きに従って請求することができますが、この請求は月 1 回を超えて行うことができないこととなっていますので御承知おきください。

なお、部分払いを請求するには契約締結時に協議いただく必要がありますので、森林管理署等へ御相談願います。

(11) 事業の受注にあたり受注の立場から考えると、本当に必要なのか疑問に感じる書類がある。ついては、提出書類については、真に必要なものに特化するなど、大幅な削減を検討頂きたい。

・事業の受注にあたり疑問を感じる書類とは、具体的にどの時点の何を指しているのか承知しておりませんが、事業の受注における入札参加時及び契約締結後の提出書類については、現段階での必要最小限にとどめておりますので御理解願います。

(12) 総合評価落札方式について、造林に係る標準型の適用範囲をB等級以上に拡大して欲しい。（事業者にとって、簡易型適用による提出書類の簡素化、事務負担低減化メリットは微々たるものであり、それより企業努力が極力反映できる形態の推進を優先して頂きたい。）

・総合評価落札方式の標準型の適用範囲を全省庁統一資格の「役務の提供等」のB等級（予定価格の範囲 1500 万円以上 3000 万円未満）以上としてほしいとのご意見ですが、標準型は、「技術的な工夫の余地が大きく、競争参加者に特定の技術課題について技術提案を求めることにより、品質向上が期待される事業に適用」することとなっていることから、等級区分による適用となっていないことを御理解願います。

(13) 総合評価方式による入札に関してですが、あらかじめ提出させて頂く技術提案書の評価点数の内訳を開示していただくようにできないでしょうか？

技術提案については、落札し契約時に特記事項として確認できるのですが、チェックシートがあるので大まかにはわかるのですが、正確にはどのように評価されたかが不明瞭です。希望者（請求者）には開示していただけることを希望します。

・総合評価落札方式に係る評価項目毎の技術評価点につきましては、入札の落札結果後に入札参加者から評価点の詳細を求められた場合は情報提供していますので、森林管理署等へ御申請下さい。

(14) ・立木・素材ともに地域の実需を基にした供給体制。

・立木販売の頻度を増やし、皆伐面積の増加を図って頂きたい。

・国有林の立木販売や素材の共有にあたっては地域の需要動向に応じ安定供給となるよう努めているところですが、伐採量は森林計画により定められており、上限の伐採量を超えて伐採することは出来ません。

なお、近畿中国森林管理局管内には40の森林計画区があり、各計画区の年平均伐採量（事業量の見通し）、伐採計画箇所位置図などはホームページに公表しています。また、立木販売のうち、件数・数量の多くを占める分収育林公売予定箇所についても令和8年度から令和12年度までの予定箇所をホームページに公表していますのでこれらも参考として下さい。

【各森林計画区の年平均伐採量（事業量の見通し）、伐採計画箇所位置図の情報】

ホーム> 事業概要> 森林計画> 森林計画の体系及び森林計画一覧と図面

【分収育林公売予定箇所の情報】

ホーム> 申請・お問い合わせ> 公売・入札情報> 分収育林情報

(15) 作業工期内に交通規制等が発生し、作業が中断しても余裕を持って作業完了が見込める工事期間設定を求める。

・立木販売における搬出期間は、国有林野の産物売払規程 第37条に基づき、販売量及び作業条件等を踏まえ、物件の引き渡しを完了した日から起算して3年を最長とし、森林管理署長等が搬出期間を定めております。なお、特別な事由があると認められる場合は、搬出期間の延長も協議できますので、森林管理署等に御相談下さい。

(16) 分収育林立木販売事業について、事業開始から発生する支障木について、申請から伐採までの期間がとても長い。その間作業の停止等、伐採作業の負担が大きい。(支障木申請→調査→申請→認定→納付書作成→郵送→支払い→伐採許可) 作業停止期間の短縮をお願いしたいと思っております。せめて納付書の郵送期間だけでも何とか即時対応をお願いしたいと思っております。

・立木販売の支障木については、買受者の事業期間に影響することから迅速に対応を行うよう、引き続き努めて参りますので、御理解願います。なお、納入告知書の発行については、契約から納入告知書が買受者へ届くまで、最大2週間いただく場合がありますので、御承知おきください。

2. 国有林野事業に期待・要望すること。

- (1) 民有林支援を念頭に、技術開発等様々な提案等されている事に感謝する一方で、現実の問題として国有林だからこそ出来るが民有林では難しいと感じるものもある。
民有林の実状を今少し考慮頂き、実のある提案等をお願いする。

・当局では、「新しい林業」の実現に向けた効果的な施業を推進し、その成果を民有林関係者等への普及・定着を図るため、地域のニーズの把握に努めながら、低密度植栽試験地をはじめ、1年生コンテナ苗の植栽、冬下刈りの取組などの技術開発等の成果や、先進技術を活用した森林資源の把握などの取組状況について、現地検討会等において情報提供し、一定の評価は頂いています。

しかしながら、市町村では、少ない人員で森林経営管理制度を含む森林政策を担っている現状や、定期的な人事異動によって森林政策の知見が蓄積されづらい構造であることに加えて、制度を推進する上でも、小規模分散的な所有構造や所有者不在森林の存在、担い手不足など森林・林業全体として抱える課題への対応が求められる中で、国有林側の民有林行政に対する技術的支援にギャップが生じている現状も把握しているところです。

引き続き、府県及び市町村との地域林政調整会や、林業事業体との意見交換会などを通じて、民有林側の課題・問題点の把握に努めつつ、実りある情報提供となるよう努めて参りたいと考えていますので御理解願います。

- (2) 民有林の実態を更に把握し、国として何が出来るかしっかり検討等して頂くために、職員の森林組合等事業体への出向（2年～3年で循環交代）を、切に希望する。

・民間事業体への職員派遣については、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（官民人事交流法）」に基づき、透明性・公開性を確保した公正な手続きの下、公務の公正な運営を確保しつつ、民間企業と国の機関との人事交流を実施することが可能となっています。そのための窓口は人事院が行っており、人事院の審査を経て人事交流を行うこととなります。

なお、民有林の施策については、官民が実施する現地検討会、各種会議等への積極的な出席などを通じて、引き続き施策の習得や情報交換を行っていく考えですので御理解願います。

- (3) 危険木処理事業の予算拡大をお願いする。

・当局管内には都市近郊林が多く、危険木や迷惑木が多数発生していることは承知しているところです。予算要求については都度本庁へ要求しているところですが、限られた予算の中で対応しなければならないことから、緊急度も勘案しながら予算配賦してまいります。

3. その他

(1) 国有林管理林道及び市町村との併用林道について、災害等により通行できない部分が多く見受けられる。また林道手前の市町村管理部分にて災害箇所があり、通行できないところもある。局または各森林管理署等において林道管理の方針についてお伺いしたい。また定期的な維持・メンテナンスを願いたい。

・国有林の林道管理にあたっては、専ら国有林野事業のため使用する「専用林道」と、市町村道等その管理者と協議のうえ当該道路を国有林林道に準じて取扱う「併用林道」に区分されています。この併用林道の工事に要する費用は、原則として、その道路からの受益割合をもとに双方協議のうえ負担区分や施工方法を決定して必要な対策を講じています。また、国有林に至る市町村等管理部分において災害等による通行支障が生じれば、都度、管理者に情報提供や修繕の要求等を行っています。

林道は、森林の整備・保全を適切に実施するとともに、林業の生産性向上を図るために必要な道路であり、その機能を有効かつ適切に発揮させるため、森林管理署等と連携して必要な管理を実施しているところです。

災害等により通行できなくなった箇所については、災害復旧工事による早急な復旧を図るとともに、立木販売や素材生産事業の計画箇所に至る路線は優先して修繕を実施しているところです。

引き続き、国有林林道の適切な整備及び維持管理に取り組んでまいりますので御理解願います。

(2) 材の高付加価値と良い循環型林業（森林整備が進むよう）になるよう、弊社もそれに期待し業界に貢献いたします。

・国有林においても、素材の付加価値を高めるため、採材・仕分け、販売方法の改善等に取り組んでいるところです。また、循環型林業の実現に向け、生産性の向上、一貫作業システムによる地拵えの省略、下刈りの省力化等、新技術を取り入れ伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた取り組みを進めて参りますので、引き続き御協力願います。